

答申第 536 号

平成 22 年 5 月 17 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 5 月 14 日付けで諮問された国庫委託事業に係る支出関係書類一部非公開の件（諮問第 586 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

国庫委託事業に係る支出関係書類を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事が、平成21年4月8日付けで、国庫委託事業に係る不適切な経理処理の有無に関する調査（以下「本件調査」という。）の結果、不適切な経理処理であることが判明した支出に係る書類（以下「本件行政文書」という。）の一部を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

#### ア 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての趣旨は、本件処分において非公開とされた情報のうち、次に掲げる情報（以下「本件情報」と総称する。）の公開を求めるものであり、本件行政文書に記載されている民間事業者（以下「事業者」という。）の名称等については、公開を求めている。

(ア) 支出命令票及び執行伺票に記載された文書管理番号、件名、執行番号並びに振込先金融機関の銀行名、支店名及び種別

(イ) 歳出予算執行依頼票に記載された件名、内容（内訳書及び事業実施伺いを含む。）及び執行見込額積算内訳

#### イ 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第5号該当の点について

(ア) 実施機関は、本件調査の実施に当たり、事業者が特定される情報を公開しないことを条件としなければ、事業者の協力を得ることは難しい状況にあったとして、文書管理番号、件名等を非公開としたと説明している。しかし、実施機関は本件処分において事業者の名称を非公開としていることから、文書管理番号、件名等を公開しても事業者を直接特定することはできない。どのような情報と組み合わせれば、文書管理番号、件名等から事業者が明らかになるのか、一般人が知るこ

とはできず、また、このように非公開とする理由を拡大解釈していけば、全部非公開になるおそれがある。

- (イ) 県が不適切な経理処理を行っていることは、対価を得ている以上、取引のあった事業者も認識していたはずであり、今後の取引のために、不適切な経理処理にやむを得ず協力させられたとは考え難い。

ウ その他

- (ア) 本件不服申立ての目的は、事業者を特定することではなく、行政のあり方を正すことである。条例第1条には「行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、公正で開かれた県政の実現を図り」と明記されているが、公にすると事業者が困るという理由から非公開とすることは、公正な行政とはいえない。

- (イ) 本件行政文書に記載されている文書管理番号、件名等が公開されたとしても、直ちに事業者の不都合があるということは考えられず、そもそも、公開しないことを条件とするなど司法取引のようなことは、日本の法律では認めていない。

- (ウ) 物品の納入が当該事業年度の翌年度又は前年度に行われることは、地方自治法に規定する会計年度の単年度主義に反し、虚偽公文書作成等に該当する犯罪であり、非公開とする必要はない。

3 実施機関（総務局情報統計部統計センター）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件調査の結果、物品の納入が当該事業年度の翌年度又は前年度に行われた、不適切な経理処理であることが判明した支出に係る書類である。

(2) 条例第5条第5号該当性について

ア 本件調査の実施に当たっては、経理処理の実態を把握するため、実施機関からの預け金の有無、納入日等について、事業者が保有する情報の収集が必要であった。本件調査は、実施機関が自主的に実施した調査であり、法令等に基づく調査権がないため、事業者の名称等が公開される

という条件の下では、必要な情報の収集に事業者の協力を得ることは困難であり、実効性のある調査にならないおそれがあった。

本件調査における事業者への訪問及び電話での事業者からの問い合わせに際しては、事業者の名称等を公にしないと直接、個別に説明している。

また、本県の他所属が、全庁を対象とした支出について、取引のあった事業者に対する調査をほぼ同時期に行い、その調査文には、個別の事業者の名称等については公にしないとという条件が記載されている。当該調査の対象事業者と、本件調査の対象事業者はほぼ重複し、両調査は同時期に実施されていることから、実施機関としては、本件調査の対象事業者は、事業者名等は公開されないであろうと認識していたと考えている。

イ 不適切な経理処理については、他都道府県において大きく報道されており、本件調査の結果、不適切な経理処理に関わったことが判明した事業者については、たとえ当該事業者に責任がない場合でも、結果的に信用、社会的評価等が損なわれるおそれがある。

また、不適切な経理処理に関する報道においては、事務処理年度の操作に関する事例が、預け金に関する事例と同様に、一括して「不正経理」と表記されている。実施機関において判明した不適切な経理処理は、実施機関の事務処理の問題であり、事業者は不適切な経理処理であることを認識していないとしても、当該事業者の社会的信用等が失墜する可能性は十分にある。したがって、事業者が特定され得る情報は、通例として公にしないものであると認識している。

ウ 以上のことから、本件調査を実効あるものとするため、事業者の名称等を公にしないこととして実施したことには合理性があり、また、本件行政文書は、本件調査により収集した情報に基づき抽出されたものであることから、本件行政文書に記載された事業者を特定できる情報は、条例第5条第5号に該当するため、非公開とする必要があると判断したものである。

また、本件処分により非公開とした情報すべてが、単独あるいは複数

の情報を組み合わせて他の情報と突合すれば、事業者を特定できる可能性がある情報であると認められる。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件調査の結果、物品の納入が当該事業年度の翌年度又は前年度に行われた、不適切な経理処理であることが判明した支出に係る書類である。

##### (3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、実施機関が本件処分において非公開とした情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

##### (4) 条例第5条第5号該当性について

###### ア 条例第5条第5号本文該当性について

(ア) 条例第5条第5号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件調査は、不適切な経理処理の有無に関する、法令等に基づかない自主的な調査であり、実施機関は事業者に対し、任意の情報提供を求めたものである。

不適切な経理処理の有無に関する調査という本件調査の性質に照らせば、実施機関が事業者の名称等を公開することを前提として、任意の情報提供を求めた場合には、事業者からの協力を得られない

おそれがあり、実効ある調査を実施することが難しい状況であったものと認められる。

また、実施機関が本件調査を実施した時期において、個別の事業者の名称等については公にしないという条件の下に、同様の調査が実施されていたこと等の状況を考慮すると、本件調査は、実施機関が事業者を特定できる情報を公開しないという条件を付して実施されたものであり、また、当該条件を付することは、当時の状況等に照らして合理的であったと認められる。

(ウ) 本件行政文書は、本件調査の結果、不適切な経理処理であることが判明した支出に係る書類であり、本件情報は、不適切な経理処理に関わった事業者を特定し得る情報であると認められる。

したがって、本件情報は、条例第5条第5号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第5号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第5号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生しているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合であって、このような危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要であると認められる情報である。

(イ) 本件情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、条例第5条第5号ただし書に該当しないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 5 月 15 日	○ 諮問受理
5 月 25 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 10 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 16 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 13 日 (第 89 回部会)	○ 審議
10 月 30 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
11 月 17 日 (第 90 回部会)	○ 審議
12 月 22 日 (第 91 回部会)	○ 審議
平成 22 年 1 月 19 日 (第 92 回部会)	○ 審議
2 月 22 日 (第 93 回部会)	○ 審議
3 月 30 日 (第 94 回部会)	○ 審議
4 月 27 日 (第 95 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
交告 尚史	東京大学大学院教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者 部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 5 月 17 日現在) (五十音順)